

新 旧 対 照 表

(新)

平成29年度高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第10条 略

（附 則）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号から第8号まで並びに第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係） 略

第1号様式（第5条関係）～第4号様式（第10条関係） 略

(旧)

平成28年度高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第10条 略

（附 則）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号から第8号まで並びに第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係） 略

別記 第1号様式（第5条関係）～第4号様式（第10条関係） 略

別紙1 略

別紙1-2		
対象経費の支出予定額内訳		
区 分	支出予定額	積 算 内 訳
(研修経費) 略		
(教育担当者経費) 略		
(医療機関受入研修事業) 略		
合計		

(注)1 賃金は、外部の研修参加に伴う代替職員経費に限ります。
2 教育担当者経費は、新人看護職員が5名以上の場合に限り計上してください。
3 各経費の人件費部分について算定過程を「積算内訳」に記載してください。

別紙1-3 ~ 別紙8 略

別紙1 略

別紙1-2		
対象経費の支出予定額内訳		
区 分	支出予定額	積 算 内 訳
(研修経費) 略		
(教育担当者経費) 略		
(医療機関受入研修事業) 略		
合計		

(注)1 賃金は、外部の研修参加に伴う代替職員経費に限ります。
2 教育担当者経費は、新人看護職員が5名以上の場合に限り計上してください。

別紙1-3 ~ 別紙8 略